市立札幌病院使用済み単回使用医療機器売払い仕様書

1　適用

本仕様書は、市立札幌病院（以下「発注者」という。）において発生する使用済み単回使用医療機器の売払いに適用する。

2　契約期間

令和７年７月１日　から　令和８年３月 31 日まで

3　収集場所

札幌市中央区北 11 条西 13 丁目

市立札幌病院本院内の発注者が指定する場所

4　品名等及び排出予定数量

品名	規格	メーカー	予定数量
ACUNAV	10135910・10135936	J&J	９本
Inquiry (10 極 4F/14 極 7F)	IBI-80067 / 87012	abbot	68 本
Inquiry (20 極 6F/24 極 7F)	IBI-81114 / 87013	abbot	10 本
LASSO 2515 eco Catheter (20 極/7F)	D134301	ﾊﾞｲｵｾﾝｽ ｳｪﾌﾞｽﾀｰ	44 本

※予定数量は実際の数量と異なることがあります。

5　契約単価

１本あたりの単価とする。

なお、売払い金額の算定において、排出数量に契約単価を乗じて得た額に小数点以下の端数が生じる場合は、これを切り捨てることとする。

6　収集方法

⑴　受注者は対象品の収集容器（以下「収集容器」という。）を提供し、発注者が指定する場所に収集容器を設置する。

⑵　発注者は使用した対象品のみを収集容器に投入し、受注者による引取まで収集容器内で保管する。

⑶　受注者は定期的（おおむね１か月ごと）に対象品を収集容器ごと発注者が指定する場所で引き取り（以下「収集」という。）海外へ輸送する。当該収集をもって対象品の引き渡しとし、当該収集時において、収集容器内の対象品の所有権は受注者に移転し、発注者は当該収集品に関する一切の権利を放棄する。

⑷　収集に要する費用は全て受注者負担とする。

⑸　収集の対象となる対象品は、発注者が適法かつ有効に所有したものであり、担保権その他いかなる制限又は条件も付されておらず、発注者が完全な譲渡する権限を有するものに限るものとする。

7　売買代金の支払いについて

⑴　受注者は、前条第３項に基づき収集して輸出した対象品を、日本ストライカー株式会社が指定する場所に発送する。受注者は検査により、再製造に適していると判断された対象品の種類・個数が判明した都度、発注者に対して書面又は電子的手段等で通知すること。

⑵　受注者は、前項により再製造に適していると判断された対象品について、契約約款第１条第２項に基づき算定された売買代金を発注者に支払うこと。

⑶　発注者は第１項の通知を集計し、年度末に請求書を発行する。受注者は請求書を受け取った月の末日までに、発注者が指定する銀行口座に振り込むことにより支払うこと。なお、振込手数料は受注者の負担とする。

⑷　前条第３項の収集前に生じた対象品の滅失・毀損・変質その他の損害及び、本条第１項の当該検査の結果、再製造に適していると判断されなかった対象品については、受注者の責任と費用の下で、対象品処分地の現地法に基づく適切な方法で廃棄処分を行い、発注者への返品は行わないこと。

8　環境への配慮について

本売払いについては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境配慮の取組推進に努めること。

参考URL

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ems_torikumi/shiyakusho.html

9　その他

(1)　発注者は、対象品の製造者による販売の終了や仕様の変更、発注者による取り扱いの終了、その他対象品の引取又は再製造に影響を及ぼす可能性がある事実が発生した場合には、直ちに受注者へその事実を報告する。

(2)　その他本仕様書に疑義あるいは不明な箇所がある場合には、事前に担当職員と充分な打合せを実施すること。

以上